

8 育児休業中の継続利用にかかる保育認定について

育児休業中の保育認定について、保護者からの申請により市が認めるときは、出産の日後1年を経過する月の翌月から育児休業終了日の属する月末までの間、認定を継続することとします。

これにより、保育所等の受け入れが可能であれば継続利用できるようになります。

1 対象

育児休業取得時に保育所入所している児童で、育児休業取得後、引き続き入所している児童

2 理由

隣接市町の状況や子育て世帯のニーズを考慮し、認定期間（出産の日後1年を経過する日の属する月の末日）以降も引き続き育児休業を取得し、その期間に継続利用（保育）が必要であると保護者から申立てがあった場合、個別に対応し認定することとしたものです。

現行の認定期間：育児休業に係る子どもの出産の日後1年を経過する日の属する月の末日

3 認定の事由

以下の育児休業中の継続利用を事由とする「育児休業取得時にすでに保育所入所している児童がいて、継続利用が必要であること」に類するものとして市が認める場合。

- ①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合
- ②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合
- ③保育所生活の中で養われてきた集団性や社会性の継続が必要である場合（おもに3歳以上児）
- ④保護者が保育を必要としている（育休対象児童の保育に専念するため）

4 利用調整の実施（継続入所の制限）

新たに認定を継続する期間については育児休業中の保護者が在宅していることから、優先利用が必要な世帯に配慮するため、随時入所申込みと合わせて利用調整の対象とします。

利用調整の結果、継続利用ができない場合はこれまでどおり退所となります。その場合は、事前に保護者への連絡を行います。

5 認定の期間

育児休業終了日の属する月の末日を限度としますが、入所している保育園において、利用調整の結果、退所になる場合は退所の日までとします。

6 申請の受付開始時期

継続利用の申請は9月よりこども課ほか、保育園入所相談・受付窓口、各総合支所市民サービス課にて受付を開始しております。

<担当 教育部 こども課 45-1311 内線347>